

# 沿岸漁場整備開発法の施行について

49 水 漁 第2087号  
昭和49年5月25日  
農林事務次官通達

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号。以下「法」という。）が昭和49年5月17日に公布施行され、沿岸漁場整備開発法第6条第1項の基本方針に関する政令（昭和49年政令第171号）及び沿岸漁場整備開発法施行規則（昭和49年農林省令第25号）が昭和49年5月20日に公布施行されたが、これらの法令に基づく制度の運用については、下記事項を御了知の上、関係漁業者等の指導に遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

## 記

### 第1 法制定の趣旨

水産物に対する国民の需要は、生活水準の向上に伴い、高度化、多様化しつつ増大しており、これに即応した供給体制の確立を図ることが極めて重要な課題となっているが、我が国漁業を取り巻く環境には、沿岸海域にあっては、漁場環境の悪化、沖合・遠洋海域にあっては、国際的な規制の強化等極めて厳しいものがある。

特に、漁業生産額の4割を占める沿岸漁業は、最近生産が停滞気味に推移しており、今後生産の増大を図るためには、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備開発を推進するとともに、天然の資源のみに依存してきた従来の漁業に加えて、いわゆる栽培漁業を本格的に推進することが必要である。

このため、新たに本法を制定し、魚礁及び消波施設の設置、しゅんせつ等の沿岸漁場の整備開発の事業を総合的かつ計画的に推進することとし、これらの事業の実施の目標及び事業量を定める沿岸漁場整備開発計画制度を確立するとともに、漁業者自らが栽培漁業等の推進のために行う特定水産動物育成事業制度を設け、事業の推進を図ることとしたものである。

## 第2 沿岸漁場整備開発計画

### 1 沿岸漁場整備開発計画制度創設のねらい

前述のような沿岸漁場の整備開発による水産物の供給の増大と沿岸漁業の安定的な発展が緊急の課題となっている現在、沿岸漁場の整備開発の推進が国の重要な政策であるという観点に立って、優れた沿岸漁場を形成するための魚礁の設置、消波施設の設置及びしゅんせつ並びに漁場の効用の回復のためのたい積物の除去等の事業につきその実施の目標及び事業量を国民に明らかにするとともに、これらの事業の総合的かつ計画的な推進を図るためには、沿岸漁場の整備開発に関する計画が必要であると考え、この沿岸漁場整備開発計画制度を法律上確立することとしたものである。

### 2 沿岸漁場整備開発事業の内容

沿岸漁場整備開発事業は、沿岸漁場整備開発計画に基づき、沿岸漁場の大規模な整備開発を指向して推進するものであり、増養殖推進のための生産基盤の整備の事業と、沿岸漁場の効用の回復のための漁場の保全の事業から成り立っている。

したがって、法に基づき沿岸漁場整備開発計画を作成するに際しては、沿岸漁業構造改善事業として実施してきた大型魚礁設置事業、浅海漁場開発事業、漁場造成事業及び漁場環境維持保全対策事業のほか、大規模な増殖場の造成、幼稚仔の保育場の造成、天然礁に準ずる魚礁の設置等についても、今後十分調査の上、沿岸漁場整備開発計画に盛り込むことを検討することとしている。

なお、この事業は、原則として、漁業法（昭和24年法律第267号）第84条第1項の規定により農林大臣が指定した湖沼以外の内水面においては行わないこととしている。

### 3 法と海洋水産資源開発促進法との関係

法と海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号。以下「促進法」という。）とは、増養殖の推進による沿岸漁業の生産の増大を図る

という点については共通のねらいを有しているが、それぞれの制度の仕組みを異にしており、相まって運用されることによって、より効果的な漁場の整備及び開発を推進しうるものである。次に掲げる促進法の各事項と法の関係は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 開発基本方針

促進法に基づき農林大臣の定める「開発基本方針」では、漁業生産増大の目標を達成するために必要な漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する基本的な事項を定めることとしているが、一方、この沿岸漁場整備開発計画は、具体的な沿岸漁場整備開発事業の目標及び事業量を定めることとしており、両者が調和の保たれたものでなければならないので、法附則第3項において促進法の一部改正を行い、この旨を規定したところである。

なお「開発基本方針」のうち沿岸海域における水産動植物の増殖及び養殖の推進に関する事項については、沿岸漁場整備開発計画との関連において見直しの上、所要の改定を行うことを検討している。

#### (2) 開発区域

促進法に基づき都道府県の指定する「開発区域」との関係については、その指定を促進し、海底の掘削等漁業以外の海面利用を規制（届出勧告制）して増養殖適地を将来にわたって確保することが今後沿岸漁場整備開発事業を計画的に推進するための必要な条件であると考えられる。この点については、従来関係各省間で合意に達しなかった点もあって指定がおくれた向きもあったと考えられるが、これらは了解に達したこともあるので「開発区域」の指定の促進に特段の配慮を願いたい。

#### (2) 開発計画

法附則第3項で、促進法の一部を改正し、同法に基づき都道府県が作成する「開発計画」のうち漁業生産の基盤の整備及び開発並びに施設の整備に関する事項はこの沿岸漁場整備開発計画に即するものでな

ければならない旨を定め、これによって国と都道府県の漁場の整備開発に関する行政の一体制を確保することとしているので、「開発計画」を定めている都道府県にあっては沿岸漁場整備開発計画作成後速やかに「開発計画」の見直しを行うこととされたい。

#### 4 その他

沿岸漁場整備開発計画に関する政令規定見込事項については、法第2条前段の政令では沿岸漁場整備開発事業の具体的な内容を、また、後段の政令では沿岸漁場整備開発事業の実施者として都道府県、市町村等を考えており、これらについては別途政令が制定公布される予定である。

### 第3 特定水産動物育成事業

#### 1 特定水産動物育成事業制度創設のねらいと都道府県知事の認可制を採った理由

(1) 沿岸漁業の生産の増大を図るためには、天然の資源のみに依存してきた従来の漁業に加えて、いわゆる栽培漁業を推進することが必要である。このため農林省としては水産政策の重点の1つとしてこの10年間魚介類の種苗の大量生産と放流の技術開発に努力してきたところであるが、くるまえば等については、既に事業化の段階に到達し、今後は、放流した幼稚仔を商品サイズまで育成した上で採捕することにより、地先漁業として経済的に成り立つようにしていくことに重点を移行させるべき時期に至っている。

このため、特定水産動物育成事業の制度を設けることとしたが、そのねらいとしては、栽培漁業等が有利に成り立つようにするためには、漁業者自らの発意による自主的な秩序づくりが必要とされているので、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「漁業協同組合等」という。）が一定の範囲の水面を育成水面とし、その適切な利用のための規則を定めて、その中で特定の水産動物を育成し、経済的メリットのある大きいサイズで採捕するような仕組みを作り、これによって栽培漁業等が円滑に進むよう国及び都道府県が誘導助長しようとするもので

ある。

(2) この特定水産動物育成事業について都道府県知事の認可を受けなければならないこととしたのは、特に、

ア 本事業は、漁業協同組合等の行う特定水産動物の採捕に関する内部的な申合わせを中心としたものではあるが、主として特定水産動物以外のものを採捕する漁業者であっても通常その特定水産動物を混獲するような漁具を用いて行う漁業を営む者がこの事業に参加する場合等も少なくないと考えられ、漁場の総合的利用を確保するという観点からみて、問題の生ずるおそれがあること。

イ 漁業協同組合等がこの事業を実施することによって、それ以前に比して、この育成水面の区域又はその周辺の漁場生産力が向上することになるのかどうか都道府県の技術知識を基にチェックする必要があること。

ウ 利用料の徴収については、その額等の定め方によっては非組合員たる漁業者、遊漁者を不当に制約することになる場合も考えられること。

の3点から、個別の地先水面における漁場の適正な利用に関し審査判断しうる都道府県知事に事前に十分審査判断させ、もって健全な姿で、この特定水産動物育成事業が継続して推進されることを期待したのである。

## 2 特定水産動物の種類

(1) 特定水産動物育成事業の対象となる「特定水産動物」としては、当面（昭和49年度）は、現在既に種苗の大量生産・放流の事業段階にあるくるまえびとその見通しが得られているまだい及びがざみを考えており、既に指定したところである。

今後は、各地域の要望に応じて種苗の大量生産・放流の技術開発を更に積極的に進め、本事業の対象として可能となった水産動物を加えてこの事業を全国的に展開することとしたい。

- (2) 特定水産動物育成事業の対象生物に水産植物を含めなかった理由としては、水産植物は、すべて第1種共同漁業権の対象とされており、特定水産動物育成事業の中核となる組合員の自主的な採捕規制と同様の措置は一般には漁業権行使規則又は入漁権行使規則の制定又は変更という形で行えば足りうるからである。

また、同様の理由から「特定水産動物」には原則として第1種共同漁業権の対象たる水産動物は含まれない。

- (3) なお、法第6条第1項において定めているように水産動物の育成のために行われる沿岸漁場整備開発事業によって育成が図られる水産動物も特定水産動物に含まれるが、これについては現在定めているもののほかに別途定める予定である。

### 3 特定水産動物育成基本方針

特定水産動物育成基本方針は、最新の栽培漁業関係技術知識をふまえて作成し、各都道府県における特定水産動物育成事業の具体的な指導方針とするとともに特定水産動物育成事業の認可制の適切かつ円滑な運用に資することとされたい。なお、その具体的な作成に当たっては、当該都道府県の区域に属する水面における沿岸漁業に係る漁業事情、当該水面の利用の状況並びに水産動物の種苗の生産施設の整備及び生産技術の開発の状況並びにこれらに関するおおむね5年後の見通しに基づいて行うものとしている。これを変更する場合も同様である。

### 4 特定水産動物育成事業の実施

#### (1) 育成水面の区域

育成水面の区域の設定は、法第6条第2項第3号において規定しているように、特定水産動物を育成する事業を効率的に実施するために必要とされる水面の範囲を意味するにすぎず、事業を実施する者にその育成水面の排他的管理権を与えるものではない。

#### (2) 育成水面利用規則

ア 育成水面利用規則と漁業権行使規則との関係については、いずれ

の規則も水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）上は同法第11条第1項第6号の「漁場の利用に関する施設」として行う事業に関する特殊な「規約」ということになるが、「育成水面利用規則」は漁業協同組合等が組合員等の所得の向上と地先水面の漁場生産力の増進という観点から行う特定水産動物育成事業に関し定めるものであるのに対し、「漁業権行使規則」は漁業権の管理主体として、漁業法上位置付けられている漁業協同組合等が都道府県知事の行った漁業権の免許に従って漁業権の行使方法につき定めるものである。

したがって、育成水面利用規則のうち組合員等が特定水産動物の採捕につき遵守すべき事項については、当該特定水産動物に係る漁業が第2種、第3種共同漁業権漁業を含む場合には、漁業権行使規則と斉合性のあるものとしなければならない、同規則上漁業権の行使としては認容されていない内容をこの育成水面利用規則の内容として定めたときは、特定水産動物育成事業の認可とすることができないものである。

イ 漁業協同組合連合会が育成水面利用規則を定めるに当たって同意を得ることとされている「地元組合」については、この「地元組合」の地区は漁業法第11条第1項の「地元地区」「関係地区」と同様の考え方によって定まるものであるので一般には、同項の漁場計画を樹立する際に定められた地元地区、関係地区を基準とすれば足りる。

ウ 漁業協同組合等が行う「特定水産動物育成事業」は、水産業協同組合法第11条第1項第6号又は第87条第1項第6号にいう「漁業の利用に関する施設」に該当するので、第11条第3項又は第87条第3項に定める一定限度の利用分量までは、員外者に利用させることが許容されている。

法第8条第2項第3号の「利用料」とは、このような共同利用施設たる特定水産動物育成事業の実施水面において員外者が特定水産動物を採捕する場合において事業実施者たる漁業協同組合等に支払う対価である。

したがって「利用料」の算定基礎となる特定水産動物育成事業に要する経費の額は、特定水産動物を育成するため漁業協同組合等が負担する増殖及び漁場の管理に要する経費の合計額であり、「利用料」はこれらの経費の額につき、員外利用者の負担が組合員の負担の額に比して均衡を失することのない妥当な水準に定めるよう特に指導に遺憾なきを期せられたい。

#### 第4 栽培漁業の振興

法では、今後の沿岸漁業の振興上最も重要な施策の一つとして栽培漁業の振興を図る必要があるという観点に立って、このためには、国及び都道府県は、

- ア 干潟や藻場の造成や保育魚礁の設置等の「沿岸漁場整備開発事業」及び「特定水産動物育成事業」の実施と、
- イ 県営栽培漁業センターの設置等の「水産動植物の種苗の生産施設の整備運営」とを一体的に推進しなければならない旨を法第16条において明定しているが、本規定の趣旨を体して今後とも栽培漁業の振興に努力されたい。